

令和 6 年度

健康保険組合の实地指導監査結果（主なもの）

東海北陸厚生局健康福祉部保険年金課

1 全般的事項

- (1) 自己点検について、一年に一回程度、定期的に実施していないため、「健康保険組合における自己点検の実施について」（平成24年4月13日付保保発0413第4号厚生労働省保険局保険課長通知）及び「健康保険組合における経理事事故防止の事務取扱について」（平成23年12月26日付保保発1226第1号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき実施すること。
- (2) 規約について、法令改正等に伴う変更を行っていない等の不備が認められたため変更すること。
- (3) 組合員の権利義務に関する規程を変更した場合に届出していない例が認められたため、健康保険法施行規則第15条に基づき届出すること。

2 事業運営に関する事項

- (1) 互選議員の選挙に係る選挙長について、理事会において選任していない例が認められたため、規約に基づき改めること。
- (2) 選定議員の選定について、次の例が認められたため、法令又は規約に基づき改めること。
 - ア 一部の設立事業所の事業主が選定している。
 - イ 互選議員の総選挙の日に選定していない。
 - ウ 議員を選定したことを事業主から理事長に通知していない。
 - エ 議員が就職した旨を公告していない。
- (3) 理事長専決について、決裁文書を残しておらず、理事長が処分したか不明な例が認められたため、決裁文書を残すよう改めること。
- (4) 監事選挙について、組合会で行っていない例が認められたため、健康保険法第21条第4項に基づき改めること。
- (5) 監事監査の結果について、組合会に書面で報告していないため、健康保険組合事業運営基準、規約及び監査規程に基づき改めること。
- (6) 規約を変更した際の公告を行っていない例が認められたため、健康保険法第16条第3項に基づき改めること。

3 個人情報保護に関する事項

- (1) 個人情報の利用目的を公表していないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」（平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知）に基づき、あらかじめ公表するか又は本人に通知するよう改めること。
- (2) 個人データ漏えい等問題が発生した場合の報告連絡体制を整備していないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイ

ダンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。

- (3) 個人情報の管理状況等について、委託業者への指導監督を実施していない例が認められたため、「健康保険組合における個人情報保護の徹底について」(平成14年12月25日付保発第1225001号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づく取扱いに改めること。
- (4) 事業主と共同で健康診査を実施し、あらかじめ個人データを共同利用することを予定している場合において、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)で定められた事項について本人への通知又は公表を行っていないため改めること。
- (5) 医療費通知(世帯単位に作成したもの)を被保険者宛に送付していることについて、第三者への情報の提供に係る黙示による包括的な同意を得るために必要な掲示等を行っていないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき改めること。
- (6) 個人情報の取扱いに関する苦情について、苦情への対応窓口の設置及び対応の手順を定めていないため、「健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンスについて」(平成29年4月14日付保発0414第18号厚生労働省保険局長通知)に基づき必要な体制の整備に努めること。

4 適用・保険料に関する事項

被扶養者の認定について、法令通知に基づかない「被扶養者認定取扱基準」を定めているため、健康保険法第3条第7項、「収入がある者についての被扶養者の認定について」(昭和52年4月6日付保発第9号厚生省保険局長・庁保発第9号社会保険庁医療保険部長通知)及び「日本国内に住所を有する被扶養者の認定事務について」(平成30年8月29日付保発0829第2号厚生労働省保険局保険課長通知)に基づき改めること。

5 保険給付に関する事項

保険給付に関する処分について、申請者あて通知していない例が認められたため、健康保険法施行規則第112条に基づき文書で通知するよう改めること。

6 保健事業に関すること

- (1) 健康管理事業推進委員会について、委員会が設置されていないため、健康保険組合事業運営指針に基づき、保健事業の中長期にわたる企画立案、実施計画の策定及び実施結果の分析・評価を行うための健康管理事業推進委員会を設置すること。
- (2) 健康管理事業推進委員会で議論した内容について、実施結果の分析及び評価並びに理事会に対して意見の提出を行っていないため、健康保険組合事業運営指針に基づき改めること。
- (3) 保健事業の実施計画（データヘルス計画）について、計画を公表していないため、「健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第308号）に基づき改めること。

7 財務に関する事項

- (1) 組合の金庫の管理について、理事長又は理事長から事務の委任を受けた常務理事が行っていないため、法令、規約及び会計事務取扱規程に基づき改めること。
- (2) 現金出納簿について、連年継続して記載していない例が認められたため、「健康保険組合における会計諸帳簿の様式について」（平成14年9月26日付保保発第0926002号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき改めること。
- (3) 各月の月末締切処理終了時及び会計年度終了時において、法定帳簿を出力していない例が認められたため、「健康保険組合における経理事務を電子計算機を利用して処理する場合の取扱いについて」（昭和61年11月28日付保険発第104号厚生省保険局保険課長通知）に基づき改めること。
- (4) 歳入簿及び歳出簿について、款・項・目ごとに出力していない例が認められたため、「健康保険組合における会計諸帳簿の様式について」（平成14年9月26日付保保発第0926002号厚生労働省保険局保険課長通知）に基づき改めること。
- (5) 準備金その他の財産の保有及び管理の具体的方法について、理事会の承認を得ていないため、健康保険組合事業運営基準及び規約に基づき改めること。